

第3回口頭弁論の概要について

簡易水道事業に関する損害賠償等の請求に係る3件の訴訟事件のうち、市元職員個人単独を被告として提訴した「令和4年(ワ)第10号損害賠償請求事件」について、令和4年11月10日(木)、盛岡地方裁判所において第3回口頭弁論が行われましたので、概要についてお知らせします。

当日は、裁判長から市の主張を認める判決の言渡しがありました。

判決の内容は次のとおりです。

- 1 被告は、原告に対し、2443万6000円及び次の内金に対する別表1の対応する出納日から支払い済みまで、年5パーセントの割合による金員を支払え。
 - (1) 別表1平成27年度No.16の内金のうち20万4040円
 - (2) 別表1平成27年度No.17乃至平成30年度No.27の各内金
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は第1項に限り仮執行することができる。